

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2016年5月12日

【四半期会計期間】 第136期第1四半期(自 2016年1月1日 至 2016年3月31日)

【会社名】 株式会社クラレ

【英訳名】 KURARAY CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 正 明

【本店の所在の場所】 岡山県倉敷市酒津1621番地

【電話番号】 086(422)0580
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記において行っています。)
東京都千代田区大手町1丁目1番3号
03(6701)1209

【事務連絡者氏名】 経理・財務本部 経理部長 難波 憲 明

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町1丁目1番3号

【電話番号】 03(6701)1070

【事務連絡者氏名】 経営企画室 IR・広報部長 井出 章 子

【縦覧に供する場所】 当社東京本社
(東京都千代田区大手町1丁目1番3号)
当社大阪本社
(大阪市北区角田町8番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 当社東京本社及び当社大阪本社は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しています。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第135期 第1四半期 連結累計期間	第136期 第1四半期 連結累計期間	第135期
会計期間	自 2015年1月1日 至 2015年3月31日	自 2016年1月1日 至 2016年3月31日	自 2015年1月1日 至 2015年12月31日
売上高 (百万円)	131,194	120,710	521,721
経常利益 (百万円)	17,611	18,423	64,535
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	11,544	11,924	35,749
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	6,160	2,576	30,675
純資産額 (百万円)	485,060	492,928	503,589
総資産額 (百万円)	675,488	679,073	701,770
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	32.92	33.95	101.84
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	32.82	33.88	101.57
自己資本比率 (%)	70.8	71.5	70.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税及び地方消費税は含まれていません。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としています。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動についても特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（2016年1月1日～2016年3月31日）における経営環境は、日本経済は個人消費の停滞や、企業収益の改善ペースが鈍るなど景気回復に足踏みがみられました。世界経済は、米国は雇用情勢が底堅く順調に推移しましたが、欧州は緩やかに景気が回復しているものの、先行きに不透明感があり予断を許さない状況です。中国経済及び新興国経済は景気減速が継続しました。

このような状況において、当社グループは「世界に存在感を示す高収益スペシャリティ化学企業」を実現すべく、2015年度よりスタートした中期経営計画「GS-STEP」において掲げた経営戦略を順次実行しています。

当第1四半期連結累計期間の経営成績につきましては、売上高は前年同期比10,484百万円（8.0%）減の120,710百万円、営業利益は1,194百万円（7.5%）増の17,128百万円、経常利益は811百万円（4.6%）増の18,423百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は380百万円（3.3%）増の11,924百万円となりました。

[ビニルアセテート]

当セグメントの売上高は62,765百万円（前年同期比8.1%減）、営業利益は14,296百万円（同15.7%増）となりました。

ポパール樹脂は総じて堅調に推移しました。光学用ポパールフィルムは液晶パネルの生産調整の影響を受け、販売量が減少しました。水溶性ポパールフィルムは堅調に推移しました。PVBフィルムは中国の需要に回復の兆しが見えました。

EVOH樹脂<エパール>は、自動車ガソリタンク用途、食品包装用途ともに順調に推移しました。

[イソプレン]

当セグメントの売上高は12,672百万円（前年同期比9.9%減）、営業利益は2,854百万円（同6.3%減）となりました。

イソプレン関連では、ファインケミカル、熱可塑性エラストマー<セプトン>及び液状ゴムは中国の景気減速の影響を受けました。

耐熱性ポリアミド樹脂<ジェネスタ>は、自動車用途が拡大を続け、コネクタ用途に回復の兆しが見えました。一方で、LED反射板用途は引き続き中国の景気減速の影響を受けました。

[機能材料]

当セグメントの売上高は13,346百万円（前年同期比6.4%減）、営業利益は1,544百万円（同6.8%減）となりました。

メタクリルは、一部樹脂用途で価格対応を余儀なくされました。

メディカルでは、歯科材料の販売が新製品拡充や販売面でのシナジー増大により好調に推移しました。

人工皮革<クラリーノ>は、既存プロセス品ならびに新プロセス品ともに堅調に推移しました。

[繊維]

当セグメントは好調なピニロンに加え生活資材も想定通りに進捗した結果、売上高は11,870百万円（前年同期比6.0%減）、営業利益は1,097百万円（同29.7%増）となりました。

[トレーディング]

化学品関連事業は中国の景気減速影響を受け、繊維関連事業は一部用途で低調な国内需要の影響を受けました。この結果、売上高は28,736百万円（前年同期比4.8%減）、営業利益は918百万円（同8.2%減）となりました。

[その他]

その他事業は、総じて堅調に推移しましたが、当第1四半期にエネルギー材料事業が加わったことにより開発費が増加しました。この結果、売上高は15,719百万円（前年同期比5.8%減）、営業利益は11百万円（同94.7%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

<株式会社の支配に関する基本方針>

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

昨今、日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあります。たとえば、株式の持合いの解消が進み、会社は株主のものとする考え方や株主の声に配慮した経営が一層浸透する一方で、企業買収に対する株式市場、企業社会の理解も深まっています。こうした中で、企業買収の対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として株式の大量買付けを強行する動きが顕在化しています。もとより、当社は、このような敵対的な株式の大量買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する場合もあると認識しております。そして、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の株式の買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には、個々の株主の皆様によってなされるべきであると考えております。

しかしながら、上記のような一方的な株式の大量買付けの中には、株主の皆様に対して当該大量買付けに関する十分な情報が提供されず、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大量買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行ったりするための十分な時間が確保されないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう株式の大量買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、及び当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

・基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ、当社の企業価値・株主共同の利益の向上のための様々な取組みを行っております。これらの取組みは、上記 . の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資するものであると考えております。

1. 中期経営計画に沿った事業の強化・拡大

当社が目指すべき長期的な方向性を示す「長期企業ビジョン」で掲げた「世界に存在感を示す高収益スペシャリティ化学企業」を実現するため、2015年度から2017年度の3カ年計画として中期経営計画「GS-STEP」に取り組み、コア事業の深耕、技術革新、次世代成長モデル、経営資源最適配置及び環境への貢献を主要な経営戦略とし、前中期経営計画「GS-」期間に実施した様々な施策の成果を結実させること、ならびに、事業拡大に向けた経営基盤の構築を確実に進めることにより、高収益を実現し、さらなる成長に向けて諸々の戦略を実行してまいります。

2. コーポレート・ガバナンス体制の構築

当社は、経営の効率性と公正性を確保する効果的なコーポレート・ガバナンス体制の構築により、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行い、多様な利害関係者との適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たすことが、長期的・持続的に企業価値・株主共同の利益を向上させ、上記 . に記載の基本方針の実現に資するものと考えます。当社は、この認識のもとに、以下のコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

社外取締役による経営監督機能の強化及び執行役員制度による経営の意思決定と業務執行責任の分離

社外監査役による監査機能の充実

社外有識者による社長の業務執行に対する助言を目的とした経営諮問会議の設置

3. 株主の皆様への利益配分についての基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題と位置付け、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるべく、株主の皆様に対する経営成果の還元と将来の成長力の確保に配慮しつつ、適正な利益配分を行うよう努めています。

当社は、中期経営計画「GS-STEP」の実施期間における利益配分として、親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向を35%以上、1株当たり年間配当金を36円以上といたします。

．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2015年3月27日開催の当社第134回定時株主総会の承認を得て、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、以下のとおり、当社の株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入しました。

本プランに定められた手続（以下「大量買付ルール」といいます。）では、当社株式の保有割合が20%以上となる買付け等（以下「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。）を行う大量買付者には大量買付行為を行う前に、大量買付行為に対する皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報を提供していただくこととしております。当社取締役会は、当該情報に基づき所定の評価期間内に大量買付行為に対する意見を取りまとめ、株主の皆様公表するとともに、必要に応じて大量買付者との間で大量買付行為の条件・方法について協議し、株主の皆様に対する代替案の策定等を行います。

大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行おうとする場合には、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、新株予約権の無償割当てによる対抗措置を発動することができるものとします。他方、大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行う場合には、当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合を除き、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、社外取締役及び社外監査役で構成される特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、当社取締役会は、特別委員会の勧告または当社取締役会の判断に基づき対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を招集する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

なお、本プランの有効期間は、2015年3月27日開催の当社第134回定時株主総会の終了時から2018年に開催される当社第137回定時株主総会の終結時までです。

．上記 . の取組みについての取締役会の判断

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的として、上記 . の取組みを行っております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株式の大量買付けは困難になるものと考えられます。したがって、上記 . の取組みは上記 . の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

．上記 . の取組みについての取締役会の判断

上記 . の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者、及び当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行いまは行おうとする大量買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。したがって、上記 . の取組みは、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、上記 . の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記 . の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されたものです。さらに、上記 . の取組みにおいては、株主意思の重視、合理的な客観的要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記 . の取組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものです。

したがって、上記 . の取組みは上記 . の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（３） 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は4,754百万円です。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2016年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2016年5月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	354,863,603	354,863,603	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	354,863,603	354,863,603	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	2016年1月20日
新株予約権の数(個)	138
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	69,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2016年2月10日 至 2031年2月9日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,201 組入額 601
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が2031年1月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

株主総会または取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合(注1-1)には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。

その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注1 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(注2) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額

会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

上記(注1 - 1)に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記(注1)に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年1月1日～ 2016年3月31日	-	354,863,603	-	88,955	-	87,098

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2016年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,521,700	-	-
完全議決権株式(その他)(注)	普通株式 350,958,000	3,509,580	-
単元未満株式	普通株式 383,903	-	1単元(100株)未満の株式です。
発行済株式総数	354,863,603	-	-
総株主の議決権	-	3,509,580	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が500株含まれています。また「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個が含まれています。

【自己株式等】

2016年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社クラレ	岡山県倉敷市 酒津1621番地	3,521,700	-	3,521,700	0.99
計	-	3,521,700	-	3,521,700	0.99

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2016年1月1日から2016年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2016年1月1日から2016年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、PwCあらた監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2016年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	36,996	39,595
受取手形及び売掛金	102,079	98,047
有価証券	18,805	11,000
商品及び製品	77,582	78,109
仕掛品	11,293	11,828
原材料及び貯蔵品	23,310	23,795
繰延税金資産	7,598	7,900
その他	19,430	19,130
貸倒引当金	611	446
流動資産合計	296,486	288,961
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	53,959	54,075
機械装置及び運搬具（純額）	127,962	123,125
土地	18,508	18,528
建設仮勘定	56,609	57,920
その他（純額）	4,978	4,840
有形固定資産合計	262,019	258,489
無形固定資産		
のれん	28,564	27,868
顧客関係資産	32,244	29,653
その他	23,167	21,963
無形固定資産合計	83,976	79,485
投資その他の資産		
投資有価証券	46,057	38,780
長期貸付金	239	341
退職給付に係る資産	791	864
繰延税金資産	6,361	6,481
その他	5,887	5,719
貸倒引当金	50	50
投資その他の資産合計	59,287	52,136
固定資産合計	405,284	390,111
資産合計	701,770	679,073

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2016年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	38,331	36,954
短期借入金	7,187	7,438
未払費用	10,468	8,288
未払法人税等	14,692	7,757
賞与引当金	5,259	7,362
その他の引当金	31	10
その他	19,480	18,166
流動負債合計	95,450	85,978
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	42,257	42,216
繰延税金負債	24,102	23,077
役員退職慰労引当金	185	185
環境対策引当金	353	352
退職給付に係る負債	11,247	10,425
資産除去債務	3,615	3,528
その他	10,966	10,380
固定負債合計	102,729	100,166
負債合計	198,180	186,144
純資産の部		
株主資本		
資本金	88,955	88,955
資本剰余金	87,147	87,155
利益剰余金	278,899	282,829
自己株式	4,319	4,158
株主資本合計	450,682	454,781
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10,808	8,243
繰延ヘッジ損益	4	15
為替換算調整勘定	39,377	26,966
退職給付に係る調整累計額	4,801	4,584
その他の包括利益累計額合計	45,380	30,610
新株予約権	831	764
非支配株主持分	6,695	6,772
純資産合計	503,589	492,928
負債純資産合計	701,770	679,073

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2015年1月1日 至2015年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2016年1月1日 至2016年3月31日)
売上高	131,194	120,710
売上原価	91,058	78,889
売上総利益	40,135	41,820
販売費及び一般管理費		
販売費	6,330	6,691
一般管理費	17,871	18,001
販売費及び一般管理費合計	24,201	24,692
営業利益	15,934	17,128
営業外収益		
受取利息	57	55
受取配当金	1,974	1,723
持分法による投資利益	1	10
その他	680	660
営業外収益合計	2,714	2,450
営業外費用		
支払利息	180	184
その他	856	970
営業外費用合計	1,037	1,155
経常利益	17,611	18,423
特別利益		
固定資産売却益	277	-
特別利益合計	277	-
税金等調整前四半期純利益	17,889	18,423
法人税、住民税及び事業税	6,711	5,885
法人税等調整額	586	343
法人税等合計	6,125	6,228
四半期純利益	11,763	12,194
非支配株主に帰属する四半期純利益	219	269
親会社株主に帰属する四半期純利益	11,544	11,924

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2015年1月1日 至 2015年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2016年1月1日 至 2016年3月31日)
四半期純利益	11,763	12,194
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,182	2,565
繰延ヘッジ損益	55	11
為替換算調整勘定	7,868	12,411
退職給付に係る調整額	138	217
その他の包括利益合計	5,602	14,771
四半期包括利益	6,160	2,576
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,941	2,845
非支配株主に係る四半期包括利益	219	268

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 2016年1月1日 至 2016年3月31日)
(連結の範囲の重要な変更) 当第1四半期連結会計期間より、重要性が増したため、Kuraray Europe Moravia s.r.o.及びKuraray Dental Benelux B.V.を連結の範囲に含めています。

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間 (自 2016年1月1日 至 2016年3月31日)
(会計方針の変更) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 2013年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しました。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更します。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っています。 企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しています。 なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っています。

	前連結会計年度 (2015年12月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2016年3月31日)
社会福祉法人石井記念愛染園 (連帯保証)	1,183 百万円	社会福祉法人石井記念愛染園 (連帯保証)	1,150 百万円
合計	1,183 百万円	合計	1,150 百万円

2. 株式売買契約に伴う追加支払

2015年4月に実施したPlantic Technologies Limited及びその子会社の買収について、Gordon Merchant No.2 Pty Ltdとの株式売買契約にはアーンアウト条項(特定の業績指標達成水準等に応じて対価を追加で支払う条項)が付されており、将来において最大95百万米ドルの追加支払が生じる可能性があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、当第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2015年1月1日 至 2015年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2016年1月1日 至 2016年3月31日)
減価償却費	10,013百万円	8,951 百万円
のれんの償却額	914百万円	952 百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2015年1月1日 至 2015年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2015年3月27日 定時株主総会	普通株式	3,155	9.00	2014年12月31日	2015年3月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2016年1月1日 至 2016年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2016年3月29日 定時株主総会	普通株式	7,726	22.00	2015年12月31日	2016年3月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2015年1月1日 至 2015年3月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ビニルア セテート	インプ レン	機能材料	繊維	トレー ディング	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	60,351	8,156	9,879	9,831	29,627	117,846	13,347	131,194	-	131,194
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	7,946	5,911	4,378	2,791	569	21,596	3,336	24,932	24,932	-
計	68,298	14,068	14,257	12,622	30,196	139,443	16,684	156,127	24,932	131,194
セグメント利益	12,356	3,047	1,656	846	1,000	18,907	212	19,119	3,184	15,934

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、活性炭事業、アクア事業、エンジニアリング事業等を含んでいます。

2. セグメント利益の調整額 3,184百万円には、セグメント間取引消去209百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 3,394百万円を含んでいます。全社費用の主なものは、提出会社の基礎研究費、本社管理部門費です。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しています。

当第1四半期連結累計期間(自2016年1月1日至2016年3月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ビニルア セテート	イソプ レン	機能材料	繊維	トレー ディング	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	55,722	6,798	8,916	9,219	28,110	108,767	11,943	120,710	-	120,710
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	7,043	5,873	4,430	2,650	625	20,623	3,775	24,399	24,399	-
計	62,765	12,672	13,346	11,870	28,736	129,391	15,719	145,110	24,399	120,710
セグメント利益	14,296	2,854	1,544	1,097	918	20,711	11	20,722	3,594	17,128

(注)1.「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、活性炭事業、アクア事業、エンジニアリング事業等を含んでいます。

2.セグメント利益の調整額 3,594百万円には、セグメント間取引消去489百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 4,084百万円を含んでいます。全社費用の主なものは、提出会社の基礎研究費、本社管理部門費です。

3.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自2015年1月1日 至2015年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2016年1月1日 至2016年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	32.92円	33.95円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	11,544	11,924
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	11,544	11,924
普通株式の期中平均株式数(千株)	350,711	351,252
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	32.82円	33.88円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	1,023	688
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2016年5月12日

株式会社クラレ
取締役会 御中

P w C あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 昭 夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩 谷 岳 志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラレの2016年1月1日から2016年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2016年1月1日から2016年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2016年1月1日から2016年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クラレ及び連結子会社の2016年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。